

## 令和4年度 「風さやか」 広報・PR業務委託公募要領

### 1 趣 旨

この要領は、「風さやか」広報・PR業務の委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託する業務の概要

#### (1) 業務

「風さやか」広報・PR業務

#### (2) 業務内容

ア 実施時期 令和4年8月～令和5年3月

イ 内 容

県民及び県内外の実需者及び消費者を対象に、「風さやか」のおいしさや特徴を広く発信するための広報・PR活動を行う。詳細は、別添の「風さやか」広報・PR業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり

なお、委託業務内容は、打ち合せの中で変更する場合がある。

#### (3) 履行期間

契約の日から令和5年3月10日(金)まで

#### (4) 費用

業務遂行に要する諸費用は全て委託候補者の負担とする。

#### (5) 委託契約書（案）

別紙のとおり

### 3 委託概算額

2,750,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む(注)）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に100分の10を乗じて得た額。

### 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、その他法人又は法人以外の団体等であって「風さやか」広報・PR業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 県税に滞納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県庁等で行う説明会、プレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できる者。

## 5 公募型プロポーザル説明会について

- (1) ホームページでの告知 令和 4 年 6 月 6 日（月）
- (2) プロポーザル説明会  
日 時 令和 4 年 6 月 15 日（水）13：30～14：30  
場 所 長野県庁 8 階 審問あっせん室

## 6 公募型プロポーザルへの参加申込み

以下の手順により提出するものとする。

なお、参加申込みを表明した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

また、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担とする。

- (1) 提出書類及び添付書類
  - ア 「公募型プロポーザル参加申込書」（様式第 1 号）
  - イ 「応募資格等説明書」（様式第 2 号）
  - ウ 定款又は寄附行為（写し可）
  - エ 登記簿又は履歴事項全部証明書（写し可）
- (2) 提出部数：1 部
- (3) 提出方法：持参又は郵送により提出
- (4) 提出場所：長野県農政部農業技術課内「風さやか」推進協議会事務局（連絡先は、12「提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先」を参照）
- (5) 提出期限：令和 4 年 6 月 21 日（火）正午
- (6) 参加資格の合否決定：令和 4 年 6 月 22 日（水）午後  
※合否結果は口頭（電話）で連絡する。

## 7 質問の受付

本件に関する質問については、メール又は F A X にて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員に関する質問は受け付けしない。質問及び回答については、公募型プロポーザル参加者（全社）に対してメールにて公表する。（別添スケジュール表を確認）

期間：（質問受付）令和 4 年 6 月 23 日（木）～6 月 24 日（金）17 時まで  
（質問解答）令和 4 年 6 月 28 日（火）

問い合わせ先：「風さやか」推進協議会事務局（農政部農業技術課農産振興係内）

F A X：026-235-8392

E-mail：[kazesayaka@pref.nagano.lg.jp](mailto:kazesayaka@pref.nagano.lg.jp)

## 8 企画提案書等の提出

以下の手順により提出するものとする。

### (1) 提出書類及び添付書類

ア 提案書進達鑑（様式第3号）

イ 企画提案書（A4サイズ、様式任意）

別添仕様書中「3 委託業務の内容」の項目ごとに提案を記載すること。また、各ページにはページ番号及び提案者名を記載すること。

ウ 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ）（様式任意）

エ 業務に携わる体制等が分かる資料

オ 経費見積の積算が分かる資料

### (2) 提出部数：8部

### (3) 提出方法：持参又は郵送により提出

### (4) 提出場所：6の(4)に同じ

### (5) 提出期限：令和4年7月13日（水）17時（必着）

### (6) 留意事項

ア 提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。

イ 提出された提案書等は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。

なお、提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になる。

### (7) 提出後の書類の取扱いについて

提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

## 9 「風さやか」広報・PR業務委託候補者選定審査会

委託候補者の選定は、「風さやか」広報・PR業務委託候補者選定審査会において行う。

審査会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき提案の内容を総合的に評価し、選定を行う。

### (1) プレゼンテーションについて

ア 日時 令和4年7月21日（木）14時～17時（予定）

（詳細は15日（金）に連絡する。）

イ 場所 長野合同庁舎 本館504号会議室（予定）

ウ 企画提案の所要時間：プレゼンテーション15分、選定委員による質疑応答5分

エ 注意事項：Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出する。なお、パソコンについては、参加者で用意する。

### (2) 委託候補者の選定

プレゼンテーション及び提案書の内容、運営能力などについて評価し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、委託候補者とする。

※選定結果は、別途文書で通知する。

- (3) 提案書の評価基準
  - ア 提案内容の妥当性
  - イ 実施体制
  - ウ 成果の訴求力
  - エ 業務履行の確実性

## 10 委託契約についての留意点等

### (1) 委託契約の締結

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について農業技術課内の事務局と打合せを行う。細部が決定した時点で委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。

### (2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払を行う。

### (3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額する。

### (4) その他

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である「風さやか」推進協議会に帰属する。

## 11 事業報告等について

### (1) 事業終了後の報告

事業終了後、委託契約書等に基づき委託業務完了報告書を提出すること。

### (2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類を整備し、当委託事業に係る経費等を明確に区分すること。必要に応じて、事業実施中に検査を行う場合がある。

## 12 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県農政部農業技術課内 「風さやか」推進協議会事務局

電 話 026-235-7221（直通）

F A X 026-235-8392

E-mail [kazesayaka@pref.nagano.lg.jp](mailto:kazesayaka@pref.nagano.lg.jp)

担 当 小船井 功（事務局長） 川本 萌、遠山 早織（担当）

## 別紙

# 委 託 契 約 書 (案)

「風さやか」推進協議会 会長 高橋義三 (以下、「委託者」という。) と ○○○○ 代表 ○○○ (以下、「受託者」という。) は、次の条項により、「風さやか」広報・PR業務に関する委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### (秘密の保持)

第1条の2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

### (委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 「風さやか」広報・PR業務
- (2) 業務の内容 「風さやか」広報・PR業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。)

### (履行期間)

第3条 業務の履行期間は、契約締結日から令和5年3月10日までとする。

### (委託料)

第4条 委託料は、2,750,000円とする。(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税の額250,000円)

### (委託業務の処理方法等)

第5条 受託者は、別添の仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託者から請求があったときは、業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

### (業務完了報告及び検査)

第6条 受託者は、業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書(成果品)を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、報告書の提出日から10日以内に受託者の立ち会いの上で検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに修正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

### (委託料の支払)

第7条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から20日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第13条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第13条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第 13 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第 14 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第 6 条第 1 項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 7 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 9 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 1 項において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 15 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 月 日

委託者 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 の 2  
「風さやか」推進協議会 会長 高橋義三 印

受託者

印